

## 令和4年度 第2回 自動車整備技能登録試験案内

種 目	学科：1級小型、2級ガソリン、2級ジーゼル、2級シャシ、3級シャシ、 3級ガソリン、3級ジーゼル、3級二輪、自動車車体、自動車電装 実技：1級小型	
学科試験日	令和5年3月26日（日） ※1級小型の口述試験は令和5年5月14日（日）	
受付期間	令和5年1月23日（月）～令和5年1月27日（金） 9時～16時30分（12時から30分間は除く）	
受付場所	大分県大分市大州浜1-3-30（大分運輸支局の裏） TEL 097-556-2012 大分県自動車整備振興会 教育センター2F（郵送では受け付けません）	
受験資格	自動車整備の実務経験が次の年数を満足していること。	
	<b>《3級整備士》</b>	実務経験
	高校、大学の機械、自動車に関する学科以外の卒業生	1年
	高校、大学の機械に関する学科の卒業生	6ヵ月
	自動車に関する学科の卒業生	不 要
	<b>《2級整備士》</b>	3級合格後の実務経験
	高校、技術専門学校、大学の機械、自動車に関する学科以外の卒業生	3年
	高校の機械、自動車関係または技術専門校の自動車に関する学科の卒業生	2年
	大学の機械、自動車に関する学科の卒業生	1年6ヵ月
	<b>《1級整備士》</b>	
	2級整備士（2級シャシは除く）合格後、3年以上の実務が必要	
	※実務経験は、試験前日で上記年月を満足すればよい。このほかに、職業訓練指導員、航空機関（整備）士や認定大学、認定学校、職業訓練大学校、高等専門学校、一種養成施設等の修了者は当会までおたずねください。	
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆自動車整備技能登録試験申請書（当会で無料で用意しています）</li> <li>◆就業証明書（次頁をコピーして使用するか、当会で無料で用意しています） ※就業証明書は当会ホームページからでもダウンロードできます。</li> <li>◆郵便はがき 2枚（自分宛に住所、氏名、郵便番号を記入してください） ※1級小型受験者は4枚（筆記合格者で口述だけの人は2枚）</li> <li>◆写 真 1枚（縦6cm×横4.5cm、インスタント《ポラロイド》は不可） ※スティックのりは使用不可。上半身脱帽、無背景に限る。</li> <li>◆受験料 7,200円（1級小型受験者は9,300円）《現金》</li> <li>◆認 印 ※スタンプ印（シャチハタ等）は不可。</li> <li>◆2級整備士受験者は、3級整備士の合格証書。</li> <li>◆1級小型整備士受験者は、2級整備士の合格証書。 （すでに筆記試験に合格されている人は、筆記試験の合格通知はがき。また、1級小型実技試験のみの受験者は、1級小型学科試験の合格証書）</li> <li>◆実務経験が短縮できる人は、学校の卒業証書又は証明書。 （ただし、3級受験者で実務経験1年以上、2級受験者で3級合格後3年以上の実務経験がある人は、不要です）</li> </ul>	
実技試験	<p>1級小型の学科試験合格者は、実技試験を受けることができます。その場合は、6月5日から6月9日の間に、実技試験受験料として14,000円（現金）と郵便はがき2枚（自分宛に住所、氏名、郵便番号を記入）を、上記受付場所までご持参ください。ただし、今回の試験よりも前に学科試験に合格されている人は、学科試験の受付期間中に実技試験の申し込みをしてください。</p> <p>また、実技試験は8月27日で、福岡県での受験が予定されていますが、受験者が少数の場合は、香川、広島、大阪、愛知等に変更になる場合があります。</p>	

# 就業証明書

氏名

生年月日 昭和 年 月 日  
平成

上記の者は、下記の期間、当事業場に於いて自動車  
整備作業の実務に従事して( <sup>いる</sup> <sub>いた</sub> )ことを証明します。  
(どちらかを○で囲むこと)

期間	昭和 平成 令和	年 月 日 から	年 月
	昭和 平成 令和	年 月 日 まで	
職名 (該当する方に○)		整備工 (認証工場の人)	
		整備員 (未認証の給油所・その他の人)	
作業内容 (該当する方に○)		自動車整備作業 (認証工場の人) ※	
		自動車点検調整作業 (未認証の給油所・その他の人) ※	
事業場名称 又は 給油所名			
認証番号	□ — □ □ □ □ □ □		

令和 年 月 日

事業者氏名  
および名称



住所

- ※当証明書は事業者が記入してください(訂正する場合は、事業者印によること。)
- ※自動車整備(点検調整)作業とは、自動車特定整備及び定期点検整備作業をいう。
- ※認証工場以外の方は、事前に施設等証明書を提出し、審査を受ける必要があります。
- ※上記事実虚偽があった場合は取り消し処分を受けます。